

障害者就労の現状と今後の方向性について

I 障害者就労について

1 障害者就労とは

障害のある人が、年齢や障害の程度にかかわらず、個々の能力を発揮して職業に就き、社会的及び経済的な自立を実現することです。また、社会参加や他者との交流を通じた自己実現、生きがいの構築につながる重要な役割があります。

2 全国的な障害者就労を取り巻く状況

- ・ 障害者総数のうち 18～64 歳の方 約 487 万人
- ・ 企業等の障害雇用者数 約 70.5 万人（令和 7 年 6 月 1 日現在）
- ・ 就労系障害福祉サービス利用者数 約 51 万人（令和 7 年 3 月現在）
- ・ 令和 8 年 7 月から民間企業の法定障害者雇用率が 2.5%→2.7%に引き上げ
- ・ 就労支援施設の最低賃金・工賃の引き上げ
- ・ 就労支援の不正防止強化

3 障害者に対する就労支援

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスには、以下の 5 種類のサービスがあります。

（1）就労移行支援

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

（2）就労継続支援 A 型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

（3）就労継続支援 B 型

一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

（4）就労定着支援

就労移行支援等を利用して、一般企業に新たに雇用された障害者に対し、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

(5) 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

4 加東市における障害者の現状

加東市における障害者手帳所持者数は以下の通り（令和8年3月末時点）。

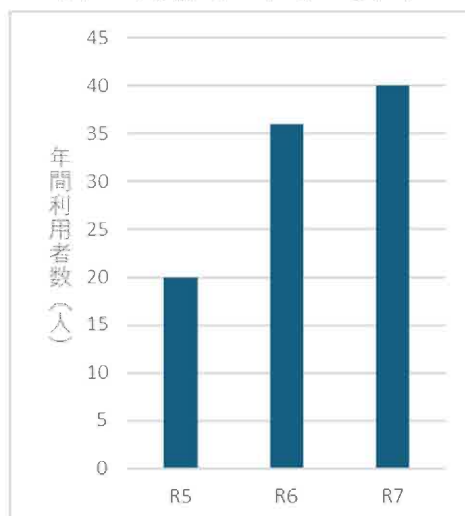
手帳の種類	所持者数	うち 18～64 歳の方
身体障害者手帳	1,273 人	311 人
療育手帳	435 人	267 人
精神障害者保健福祉手帳	353 人	258 人
合計	2,061 人	836 人

5 就労系障害福祉サービスの利用者数推移と課題

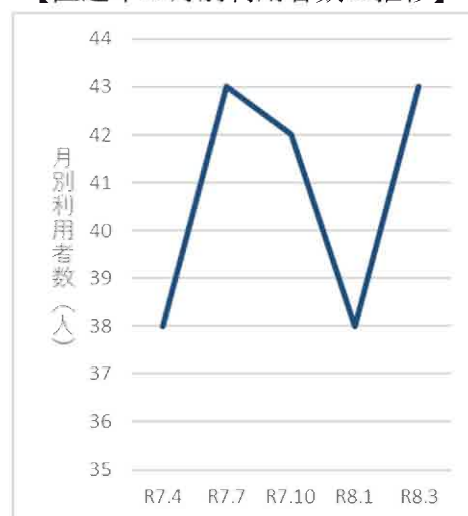
※一般企業（障害者枠）への就労状況については、社会福祉課に情報はなく、ハローワーク等の管轄になります。

(1) 就労継続支援 A 型

【年間利用者数（平均）の推移】



【直近年の月別利用者数の推移】



① 利用者数の動向

就労継続支援 A 型の利用者は直近 3 年間で倍増しています。倍増した理由としては、事業所の新規開設や最低賃金の引き上げ、リモートワーク等の働き方の多様化によりサービスの利用ニーズが増加したことが影響しているのではないかと推測しています。月別の推移では、秋ごろから冬にかけて減少していく傾向にあります。

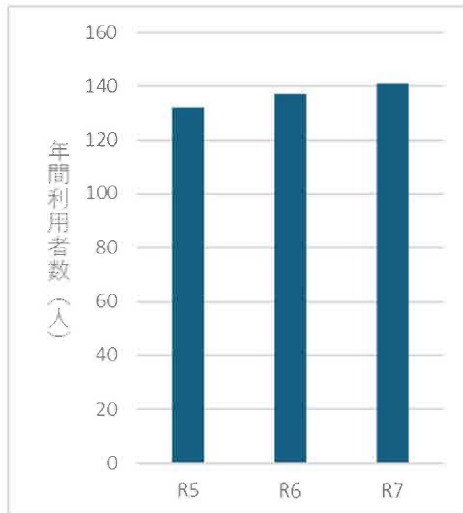
② 加東市内の事業所の状況

加東市内に就労継続支援 A 型事業所はなく、令和 5 年に 1 か所開設しましたが、令和 7 年に閉鎖となりました。市内事業所の増減に関わらず、利用者数は増加して

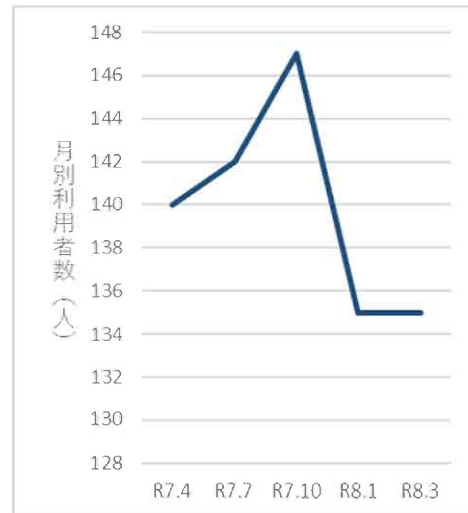
います。リモートワーク等の事業所を除けば、小野市、加西市の事業所を利用している方が多いです。現在のところ、市内に新規事業所開設の見込みはありません。

(2) 就労継続支援 B 型

【年間利用者数（平均）の推移】



【直近年の月別利用者数の推移】



① 利用者数の動向

直近3年間の推移では、利用者は微増しています。月別の推移では、就労継続支援 A 型と同様に、秋ごろから冬にかけて利用者が減少していく傾向にあります。

② 加東市内の事業所の状況

現在、市内に事業所は、9 か所あります。利用者の希望や能力、適性に合わせて、近隣市や加古川市、宝塚市など広域にわたって利用があります。

(3) 一般就労への移行人数

	一般就労への移行人数	内訳
令和5年度	5人	就労移行支援 3人 就労継続支援 B 型 2人
令和6年度	4人	就労移行支援 1人 就労継続支援 A 型 3人
令和7年度	4人	就労移行支援 1人 就労継続支援 A 型 1人 就労継続支援 B 型 2人

直近の障害福祉サービスから一般就労に移行した方は、年間4～5人で推移しています。就労継続支援や就労移行支援にて能力と自信を高め、一般就労に移行した方もいれば、突然、一般就労に移行する方もいます。また、就労継続支援 B 型の利用者が一般就労につながるのは、ハードルが高いと言われています。

一般就労への移行者は、加東市障害福祉計画の目標人数（年間8人）に達していない状況です。

(4) 課題

秋ごろから利用者数の減少がみられます。体調や精神不調による減少もありますが、就労継続支援 A 型事業所に通所できる能力のある方が、自身の能力と適性が分からないため、とりえず就労継続支援 B 型を利用するというように、本人に合った働き方や事業所を十分に見極められないまま、サービスの利用を開始していることで、モチベーションが低下している可能性があります。

また、利用者の能力が一般就労へ移行できる段階まで向上したとしても、長期間同じ事業所に通所することで、日中活動の場所として定着してしまい、一般就労という選択肢が失われることが考えられます。

① 利用者と事業所のマッチング

どの障害福祉サービスを利用するかは、利用者の意思が尊重されます。しかし、利用者の希望を優先するあまり、利用者の能力・適性が考慮されず、事業所とのミスマッチが起こる可能性があります。ミスマッチにより通所が困難となり、サービスが途切れてしまうと社会参加や自立の機会が失われてしまいます。

利用者の能力や適性を考慮し、事業所選択することで利用者に合った働き方や事業所への通所が可能となり、利用が継続すると考えられます。

(5) 今後の展望と対策

障害福祉サービスの新規利用者や現利用者へ、自身の能力や適性の評価・フィードバックを得られる機会を提供し、個々の能力が発揮できるように支援します。

そのために、以下の対策に取り組んでまいります。

① 新規サービス「就労選択支援」の利用推進

本人の能力・適性とマッチした障害福祉サービスや事業所の利用及び就労の選択肢拡大を図るため、令和 7 年 10 月に新たに創設された「就労選択支援」の利用を推進していきます。「就労選択支援」を利用することで、次のステップへ進むためにはどのような点を改善すべきかを客観的に把握することができます。自身の能力がどの程度であるか、一般就労・就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型のうち、どのサービスが自身にとって適切であるかを知ることができ、能力や適性に見合った事業所選択や適切なサービスへのステップアップが期待できると考えています。

令和 8 年には圏域に就労選択支援事業所が開設され、当市におきましてもサービス利用ができるようになりました。「就労選択支援」が利用者や事業所に浸透し、十分に活用されるよう、市としても積極的に周知を図り、支援していきます。

② 相談支援専門員の連携・機能強化

障害者福祉サービスにおきましては、相談支援専門員の不足問題があり、人員確保に向けた取り組みを行った結果、増員となりました。就労選択支援のアセスメント（評価・分析）を行うにあたり、就労選択支援事業所と相談支援事業所との連携が重要であるため、事業所が集まる部会等で研修や事例検討を行い、相談支援専門

員のスキルアップを図ります。

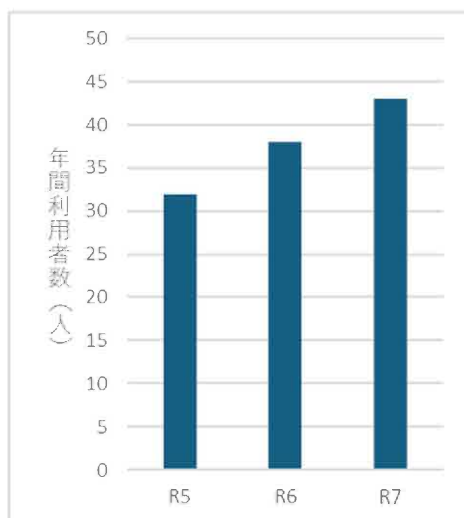
Ⅱ 共同生活援助（グループホーム）について

1 共同生活援助（グループホーム）とは

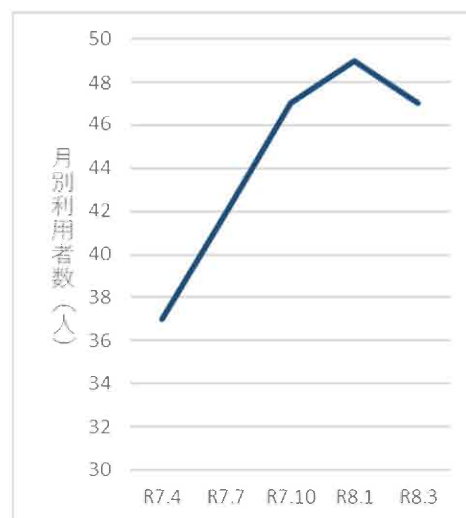
共同生活を営む住居において、生活における相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

2 共同生活援助（グループホーム）の現状と課題

【年間利用者数（平均）の推移】



【直近年の月別利用者数の推移】



① 利用者数の動向

直近3年間の推移を見ると、右肩上がりに増加しています。月別推移でも、増加傾向にあります。増加理由としましては、介護者（親等）の高齢化や病気等により介護できなくなる方が増えており、受け皿であるグループホームも年々増加しているため、利用者が増加しています。

② 事業所及び利用体制の状況

市内の事業所数は、令和5年の4か所から令和8年には7か所へと増加しており、サービスの定量は担保されています。市内グループホームへの入居の状況は、どこもほぼ定員に達しており、近隣市町からの入居者もいます。また、当市の利用者も市内グループホームだけではなく、神戸市、阪神間、姫路市等のグループホームに入居しています。

③ 今後について

当市としましては、通常のグループホームは十分足りていると認識しています。強度行動障害、重度障害のある人のグループホームについては北播磨圏域で対応しており、入居が必要な方には、グループホームと連携し、速やかに入居に繋げることができるように努めています。